

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
お休み
の翌日)

目 次

◇ 告 示

健康保険法による保険医療機関等の指定
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

保安林の指定の解除

保安林予定森林にする旨の通知

入会林野整備計画の適否の決定

都市計画法第六十六条の規定による告示

道路の位置の指定

◇ 告 告

クリーニング師試験の実施
製菓衛生師試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

より、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療

機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 目	開 設 者 名	指 定 年 月 日
河瀬齒科医院	鳥取市西町一〇三の一	齒科	河瀬 三知夫	昭和四十五年八月七日
五蔵田藤局 岩 倉 店	鳥取市卯垣一三四の一三	齒科	森 下 一 枝	昭和四十五年八月一日
社団法人 鳥取県中部齒科医 師会 □腔衛生センター	倉吉市西町三六九五	齒科	社団法人 鳥取県中部齒科 医師会長 樋口 寿士	昭和四十五年八月一日

鳥取県告示第五百六十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、五二七号	中 谷 葆	昭和四十五年七月 十三日
第一、五二九号	富 長 将 人	二十五日

鳥取県告示第五百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の二三六、七八三の九八一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郷福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市菅原字小倉谷八の一、九から二四まで、二五の一、字歩行谷二四、一二五、一二六の一、一二六の二、一二八の一、一二九の一から一二九の三まで、一三〇の一、一三〇の二、一三三の一、一三三の二、一三四の一、一三四の二、一三五の一、一三五の二、一三六の一、一三六の、一三七の一、一三七の二、一三八、一三九、一四〇の一、広瀬字釜床一〇四八の七から一〇四八の十九まで、字大瀬戸一〇四九の一、一〇四九の二、字芦谷一〇五〇の一から一〇五〇の三まで、一〇五の五、字松尾、一一〇三の一、一一〇六、字七曲り一一〇七、字萱野、一一一の一〇、一一一の一、一一一の二、一一一の三、一一一の四、一一一の一八、字スソオバ一一三八の二から一一三八の七まで、一一三八の九、字杉障子谷、一一七一の一、一一七一の二、一一七一の七、一一七一の九から一一七一

一 縦覧に供する書類の名称

高岡入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年八月十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

青谷都市計画道路事業二等大路第二類第一号遠崎道端線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

気高郡青谷町大字青谷字遠崎、字新屋敷、字北浜、字口堤谷、字鹿野坂口、字背戸田、字東町、字前川、字士手廻り及び字江川地内

鳥取県告示第五百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鹿野都市計画道路事業二等大路第三類第一号鹿野浜村停車場線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

気高郡鹿野町大字鹿野字鍛冶町尻、字盆悦、字向畑、字大工町尻、大字今市字唐人河原、字持正院、字寺谷口、字大立、字鎌名、字一本松、字京六、字嵯峨平、字大岩、字神越谷及び字細工谷口地内

鳥取県告示第五百七十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に

よる申請に基づき、次のとおり昭和四十五年八月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年八月十八日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町一五一 有限会社 日本海不動産 代表取締役 谷川 武治	鳥取市丸山町二七五ノ三 二七六ノ四 二七六ノ七 二四九ノ六の一部 二七六ノ四地先水路	幅員 四・〇〇 メートル 延長 九四・〇〇 メートル

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和45年 8月18日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時

(1) 学科試験

昭和45年 9月17日 午前 9時から午前12時まで

(2) 実地試験

昭和45年 9月17日 午後 1時から午後5時まで

2 試験の場所

(1) 学科試験

鳥取市東町1丁目220番地 県会第1委員会室

(2) 実地試験

鳥取市元町 268 明日屋クリーニング店

3 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

者

4 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(別記様式による)

イ 履歴書

ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で撮影したものと、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220

番地 鳥取県厚生部衛生課

(3) 受験願書提出期間

昭和45年8月19日から昭和45年9月5日まで。ただし、郵送の場合は、昭和45年9月5日の消印があるものまで有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印をしないこと。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、実地試験用としてライシヤツ1枚及びズボン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石 破 三 朗 殿

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いいたします。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
昭和45年8月18日

鳥取県知事 石 破 三 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したものの

(3) 製菓衛生師法の施行（昭和41年12月26日施行）の際現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年をこえていたもの又は同法の施行の日後3年をこえるに至つたもの。
なお、旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高

等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第86号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和45年9月21日 午前9時

3 試験の場所

倉吉市蔵城 鳥取県倉吉保健所

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

5 受験手続

- (1) 受験願書の提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課
- (2) 提出書類
 - ア 受験願書 (様式第1号によること。)
 - イ 履歴書 (特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
 - ウ 受験資格を有することを証する書類
 - エ 菓子製造業従事証明書 (様式第2号によること。)
 - オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)
- (3) 提出期間

昭和45年8月25日から昭和45年9月2日まで。

ただし、郵送の場合は提出期間内の日付の消印のあるもの限り有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 2,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。

- 7 携行品 筆記用具及び受験票
- 8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。

(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

製菓衛生師試験受験願書

はりつけ欄
収入証紙

年 月 日

鳥取県知事

殿

本 籍 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)
住 所 氏 名 年 月 日 生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。
備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。

- (1) 履歴書
- (2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類 (菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)
- (3) 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)

様式2号

菓子製造業従事証明書

1 従事者 本 籍 住 所 氏 名

年 月 日 生

2 従事した期間

年 月 日から 年 月 日まで 年 月 間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、廃業当時の営業の許可年月日及び許可番号)

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者氏名



備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)